

# 南丹市農業振興推進協議会議事録

日 時 平成23年 3月28日(月)  
午前9時30分～11時15分  
場 所 南丹市役所2号棟301会議室

## ① 開会[司会：事務局]

お待たせを致しました。定刻には若干早くございますけれども、皆様方、本日出席者の方々お揃いでございますので、只今から、南丹市農業振興協議会を始めさせていただきます。

私、本日司会を努めさせていただきます、農林商工部農政課長の渡邊でございます。どうぞよろしく申し上げます。

会員の皆様には、公私ご多忙のところ、当協議会にご出席頂きまして、ありがとうございます。

## ② 委嘱状交付および会長の選任について[司会：事務局]

それでは、審議会の開会に先立ちまして、今回、組織の役職の変更に伴いまして、新たな委員に就任いただきます4名の方に、委嘱状を交付させていただきます。

まず、南丹市市議会議員 小中昭 様  
(事務局)

「失礼します。本来ですと市長のほうからということになるのですがけれども、他の公務がございますので私のほうから。

委嘱状 小中昭様 南丹市農業振興推進協議会委員に委嘱します 任期は平成23年11月30日までとします。平成23年3月28日 南丹市長」

続きまして、京都農業協同組合南丹広域営農センター長 塩貝克也 様  
(事務局)

「委嘱状 塩貝克也様 南丹市農業振興推進協議会委員に委嘱します 任期は平成23年11月30日までとします。平成23年3月28日 南丹市長」

それと本日、委任状を頂いております紹介をさせていただきます。南丹市議会議員の川勝儀昭様、京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室長の奥野裕史様のお二人につきましては、本日欠席でございますので、後日事務局のほうからお届けすることとさせていただきます。

それでは、南丹市農業振興推進協議会規則第4条では、今回、委員の任期は3ヵ年となっておりますが、今回委嘱させていただきました方々につきましては、補欠の委員の任期ということで、前任者の残任期間となっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、出席状況を報告させていただきます。

本日の委員定数13名のうち、10名の委員の出席をいただいております。川勝儀昭様、奥野裕史様、谷口茂生様からは、委任状を頂いているところでございます。

南丹市農業振興推進協議会規則第6条第2項の規定により、「委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっております。本日、過半数の出席を頂いており、要件を満たして

おりますので、本日の協議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから開会させていただきます。

それでは、お手元に配布しております次第に基づき、進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず協議会に入ります前に協議事項として、本協議会の会長の選任をいただきたく存じます。

南丹市市議会議員の村田様が代われ会長職が空席となっております。

会長につきましては、「南丹市農業振興推進協議会」第5条第1項の規定により、委員の互選によって選出し、選任するとなっております。

いかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。

委員の皆様にお諮りいたします。

(委員より)「事務局の案はありますか。」

はい。ありがとうございます。いま事務局案はないかということですので、それでは僭越ではございますが、事務局から会長の推薦をさせていただきます。

現在、副会長をお世話になっております南丹市農業委員会職務代理の大沢様にお願いできたらと考えています。

また、大沢様の後任の副会長には、南丹市市議会議員の小中様にお願いできたらと思っております。

(委員一同)「異議なし。」

ありがとうございます。それでは、大沢委員様に会長をお願いしたいと存じます。また、小中委員さんに副会長をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、会長、副会長の選出が終わりました。

### ③ 会長挨拶[挨拶：大沢会長]

次に議事に入ります、大沢会長様ご挨拶をお願いしたいと存じます。

(大沢会長の挨拶)

「皆さんおはようございます。今日は昨日までと違って暖かい日になるのではないかと思います。農繁期もそろそろしなければならぬ状態になっておるところでございます。

さて、東北地方の太平洋沖を震源とする巨大地震によりまして、大磯から宮城、岩手、福島、3県の太平洋沿岸の地域を壊滅的な被害を受けたところでございます。また、茨城、千葉県など、関東地区にも影響が及んでおると。農地は津波に冠水し、人的な被害も甚大でありまして、未だに行方不明者がどんどん増えてきているような状況でございまして、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、多くの亡くなられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表する次第でござ

ざいます。

今朝もテレビ等で観ていますと、今度の日本列島に起きています地震の影響で11あります火山がちょっと活発化になってきているような状況が見受けられるというようなテレビ報道、その中には富士山も入っております。これがもし、富士山が、火山が爆発するようなことになると、大変なことになるなあというように思っています。

いつ自分の身がそういうようなことになるかわからない今の現況でございまして、皆様につきましては家族全員でそんな時にはどうしたらよいかというような部分を相談されるほうがよろしいかというように思います。

本日は11月までの任期ということで、会長の、今承認をいただいたわけですが、何卒この協議会の審議に対しまして、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆さんの慎重真意な発言をよろしくお願ひし、挨拶とさせていただきます。ご苦勞様でございます。

#### ④ 議事[議長：大沢会長]

##### ○南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について

(事務局)

どうもありがとうございました。それでは、南丹市農業振興推進協議会規則第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が兼ねるとなっておりますので、議案・議事の4につきましては大沢会長様、よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは議事に入ります。

「南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について」を審議いたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

失礼します。座ったまま失礼させていただきます。

当協議会におきましては、長らくちょっと回数を増やさなくてはならないところではあったのですが、今日になってしましまして、農振の見直し事務についても4月の段階でようやく提出する運びとなってきておりますことをまず最初に断らせていただきます。

それと本日、各支所の担当が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

美山支所産業建設課の中西課長でございます。

「ご苦勞様でございます。中西です。」

日吉支所産業建設課課長 塩貝係長。

「塩貝です。よろしくお願ひします。」

南丹市農業委員会 森局長でございます。

「森でございます。よろしくお願ひします。」

それと農政課からは寺田主事のほう

「寺田でございます。どうぞよろしく申し上げます。」  
が、出席させていただいておりますのでよろしくお願いします。

それでは、次第の1ページを開けていただきまして、協議会規則等を添付させていただいております。それを2枚めくっていただきまして、南丹市農業振興整備計画変更説明書ということで今回作らせていただいております。

農業振興地域の整備の変更理由と概要について提起させていただきます。今回の変更は4町の合併に伴う農業振興地域の区域変更及び基礎調査結果に基づく特別管理です。社会的情勢及び地元の土地利用動向に鑑み、全体を見直してきたところでございます。個別事項についての変更にあたっては基本的な考え方について1から8まで明記しております。

全市的な農業者の高齢化・担い手不足という状況に鑑み、本当に守っていくべき農地について再検討を行いました。

2番目としまして、農業生産基盤の整備及び開発に関する事項ということで一定南丹市地域におきましては、八木地域を除きまして圃場整備のほうで完了しております。それらを踏まえまして、農業基盤整備の適正な維持管理についてということで追求をしております。

3番目といたしまして、農用地等の保全に関する事項ということで、農地の利用増進及び農地の担い手としての営農組織の育成について方向性を追記しております。

4番目といたしまして、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的且つ総合的な利用の促進に関する事項ということで、経営強化具体的目標とその手法として農業生産組織や新規就農者の育成対策について方針を変更をしたり追記をしております。

5番目といたしまして、農業の近代化のための政策の整備に関する事項ということで、今後の整備・推進方向を追記しております。

6番目といたしまして、農業を担うべき者の育成・確保に関する事項ということで、多様な担い手を育成するための支援策について記載しております。なお、当面の施設に係る整備は予定がございませんので、整備計画については追記しておりません。

7番目といたしまして、農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項ということで、近隣都市への就業の促進という方針は継承しつつ、農業においても経営改善を図る考えを追加しております。

8番目といたしまして、生活環境施設の整備に関する事項ということで、少子高齢化社会にあつて、暮らしやすい環境づくりを基本に推進するという追記しております。

1ページおさらいになるのですが、再度若干ご説明させていただきたいと思っております。これにつきましては、集計の結果及び申し出数の現況、農振農用地の状況を表しております。下記のほうにありますように、除外につきましては南丹市全域で1,801件の分の申し出を受けております。うち、集落等の申し出につきましては638件、編入の件数につきましては86件、うち申し出が86、これはイコールになっております。この中でございますように、面積的なものは下段のほうに書いているんですけども、南丹市全域で2,238.5ha、筆数に換算しまして18,013、畑地についても同様、農業用施設用地についても同様で、総計といたしまして2,315.8ha、筆数に換算しまして19,688件と、かなりの多くの申し出を受けて、当初計画しておりました期日をごこの件数を消化するために、かなり日数を要してきて現在に至ったことになっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、これが今回の申し出の総数になっております。上

段の市町村の現況ということで書いております。これにつきましては農振農用地区域ではなく市町村全体の面積数になっております。

区域といたしましては全体で合併4町合わせまして**61,647ha**ということになっておりまして、そのうち農振地域ですね、これにつきましては集落・近隣の原野等も含んだ面積になっております。その分が**7,512.6ha**ということになっております。

それに対しまして、今回ですけれどもこの見直しは今やっていないのですけれども、平成33年、10年後を目標とした面積といたしましては現段階で各旧町が持っておりました農振地域の目標面積といたしましては合計で**7,488.4ha**、保全をしていくという考えになっておりますけれども、現状的にはこの数字を維持することが困難な状況となっております。

次の下段ですけれども、最終に19年の2月2日、南丹市のほうで一般管理を行っております。

そのときに集計した現況となっております。田といたしましては**2,266.1ha**、畑地が**72.7ha**、樹園地が**25.3ha**、農地としての計が**2,364.1ha**ということで、農用地の計といたしましては**2,364.1ha**となっております。その他は申し出等によりまして農業用施設用地、倉庫ですね、関係が**14ha**ほどとなっております。農用地等の合計といたしましては**2,378.1ha**ということで、これが今、今後見直していく上での基礎となっております。

それで、赤字で書いております今回の変更というところがございますが、これが今回各地域からでてきた要望・申し出等を総括して集計をしております。この中には道路用敷地、公共用施設用地等で除外された部分も含んでおります。

今回の申し出といたしましては、田といたしまして**31.2ha**、畑といたしまして**15.4ha**、合計農地計が**46.6ha**、農振の用地のうちの農用地の分から**46.6ha**除外していくというかたちになっております。

下の下段につきましてはこの間、19年2月2日までに申し出等がございました軽微変更等の面積を吟味しておりまして、最終的には言いましたように1番右端の下段に明記しておりますように**46.6ha**の農地がなんらかの形で除外の申請になってきているということになっております。

それ以降ですね、平米単位で書かせていただいておりますこの分につきましては、平米での総計が1枚、それと各地域ごとに集計いたしましたものが各旧4町分ごとに書いてあります。これを集計したものが上のほうにあがってきまして、今報告させてもらった内容となっておりますので、また後ほどご確認のほうをお願いできたらと考えております。

基本的なところではそういったところで、今回それをもとに見直しをかけて今現在も振興局等へ提出していく書類の製作を行っているようなところでございます。

以上が今までの経過なり、最終的に集計を行った結果ということで提示をさせていただきました。

本日、審議のほうで具体的にお世話になりたいという内容につきましては、1枚もので南丹市農業振興地域整備計画ということで24年度版というかつこうで1枚もの、ホッチキス留めの用意させていただいております。これは前回の審議会のほうでも審議に関してお世話になった案件でございまして、基本的なところでは1枚、見開いていただきまして「農用地利用計画第2の農業生産基盤の整備及び開発に関する事項」につきましては、基本的なものを記載しておりました関係上、前回の協議会の中でも特段のご意見をいただいております。

その中で、特に前回の協議会の中で第3の農用地等の保全計画ないし第4の農業経営規模拡大及び農地等の農業上の効率的且つ総合的な利用の促進計画についてご意見をいただいた分が多く

ございました。

それを踏まえまして、本日ちょっとご協議のほうをお願いしたいといひますのは、ページ数でいひますとめくっていただいて13ページになるのですけれども、それ以降の分について加筆を赤でさせていただきます。

第3の農用地等保全計画といたしまして農用地の保全の方向性について示させていただきますけれども、前回の協議会の時にはまだ農業者戸別所得補償制度分がはっきりでておりませんでしたので、そのあたりを明記させていただきました。

2番目の農用地等の保全のための活動ということで、多様な担い手による農業の有効利用ということで、農業・農村・農地の持つ公益的・多面的機能の普及・啓発や、地域ぐるみでの農地を守り活かすため、ビジョンを作り、協働活動の支援を地域の自主的・主体的な農地保全活動を推進するというところで書いていたんですけども、そのあたりで地域就農や企業参入についても少し加えるべきというご意見をいただきまして、赤字の分といたしまして、併せて新たな担い手として新規就農者や企業による農業参入等を促進し、農商工連携活動を推進するというところを追記させていただきました。

その次に、農村と都市が一体となった本市の特性を活かし、農業体験の場や交流の場としても農地の保全活用を図るに併せまして、ご意見いただきました農地・農村への定住化ということも踏まえまして、また以降を追記させていただきます。農村への定住化を推進するため、地域や農業委員会等と連携しながら、農地の有効活用も踏まえながら新規就農者への支援を行うということで、この新規就農者という位置づけについては広い意味でのもので書かせていただいております。

あと続きまして第2、遊休農地の発生防止ということで農業委員会等との関係機関との連携を図りながら農地の貸し借りや農作業の受委託を進め、農地の利用集積を図るというようなことにももう少し具体的ところで耕作放棄地の話等も出ましたので追記をしております。このため、不在地を含む土地所有者への農地法に基づく遊休農地対策の指導・強化を徹底するとともに地域や農家や集落のみで保全活用が困難であります、多様な主体の参入により再生利用可能な耕作放棄地及び耕作放棄地となる恐れのある農地について、農業委員会等と連携しながら保全活用地域として指定してその活用をしていきたいと考えて追記しました。

続きまして、新たに3ということで再度先ほども出ましたが農商工連携による農地の有効利用ということを追記させていただきます。農業と商工業者の連携で新たな商品やサービスを生み出す農商工連携の動きが活発になっております。そこで新たなビジネスチャンスに活かすためにも優良農地の提供や集団的な農地の斡旋の具体的な支援を求められているというようなことで追記させていただきます。

4からの中山間直接支払活用で有機農業、保安型農業の推進、鳥獣害対策の推進などとしまして、農地・水環境対策制度の活用ということで、鳥獣害についてはまた別のところで追記しておきますので、ここまでの間はそのまま、8といたしまして農業者戸別所得補償制度の導入により、農業経営の安定化を促進し、耕作放棄地の再発生を防止するというところを追記させていただきます。

3の森林の整備その他林業の振興との関連ということで、里山等に入らなくなったというようなご意見をいただきましたので、鳥獣害対策も含めましてこの部分で追記させていただきました。農用地等の保全のための実施にあたっては、南丹市森林整備計画その他林業政策と連携

を図り農業と林業の一体的な執行を務めるということと、山里まで植林した結果森林に野生鳥獣が増え、農作物に甚大な被害をもたらしているということで、人と人家と山の部分にバッファゾーン（緩衝地帯）を設けて、農作物及び農地の保全に努めるということで追記させていただきます。

15、16 までは特段変更をかけておりません。

17 番の下段になりますけれども、地力の維持増進対策及び堆肥の活用連携ということで、農産物を栽培する耕種農家と畜産農家との組織的な連携を促進し、堆肥・液肥の投入等によって土作り事業を対応したいということを書いておりますけれども、そこにまた八木町における液肥の活用を全市的に普及させることも、また、その他の堆肥センターで生産される堆肥の地域間連携を図るということで、若干具体的に書かせていただきました。

それと、広報活動、いわゆる生産者から一般消費者へなかなか情報が伝わっていないということもございました。そのうえで先進的に取り組んでおられます農産物の直売所の推進ということで、こういったところで消費者への PR を進めたいと思ひまして、追記させていただきました。安心・安全な農産物を求める消費者が多く、直売所での対面販売ですね、することで販売高も増加するというので、現在市内で実施されております農産物直売の推進を図り、農産物の生産拡大を図るということで書かせていただきました。

19 ページ以降につきましては特段変更を加えておりませんが、修正をちょっと忘れておりました。22 ページのところの農業を担うべき者の育成・確保整備計画というところで、1 の下段のほうになるのですが、京都府、京都府農業会議、京都府農業開発公社、そのあとに JA と南丹広域普及センターのほうを追記したいと考えております。ちょっと修正が間に合っておりませんでしたので、若干 JA や支援団体の明記がなかったということのご指摘を受けておひまして、追記するべきだったんですけどちょっと漏れておりますのでご容赦のほうよろしくおひします。

事務局からは以上でございます。

## ⑤報告についての質疑応答

### 【議長：大沢会長】

（議長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明をいただいたわけなのですが、各委員さんからご意見・質問等があればお受けしたいというように思っています。1 つだけ、私も南丹市農業委員会としては新規就農者の受け入れに対して住宅問題、これも長く抱えておるし、これらに基づきまして、検討をしていくところです。また、農家のための政策等も気張ってやっているということをお知らせしておきたいと思ひます。

それでは、各委員から質問等ご意見ございましたらどうぞ。

（委員）

ちょっと私から指摘をしたいなあというふうには思ひますのは、最初の農業者戸別所得補償制度という、赤字で書いてありますけれども、この所得補償制度については中間業者が先食いをしてしまう。1 万 5 千円の、いわば戸別所得補償制度という先食ってしまったら米価に影響を与えてしまったという問題があって、これは本当は国あたりがもっとしっかりして、生きたお金の使い方をしない限り大変な死に金になってしまうという形になっておりますので、そのあたりはこれから市のほ

うにおいてもやはり府県や国に対して毅然としてもものを言って、本当の生産者の所得に向上につながるような政策に対応しない限り、今回の所得補償制度はもう死に金であるということを、私は指摘をしておかなくちゃならない、これから市あたりが毅然として対応してほしいなあというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

そして遊休農地の発生防止という形が提起されておりますが、これについてもやっぱり農振地域等の見直しをしなくてはならないのではないかと。私は、南丹市農業委員会でも提起をしたり問題提起をしたりするのはやはり、国道とか府道とか、市道のとりあえず4メートル以上の道路のある地域については少なくとも20メートル前後は農振地域をはずすべきだと。

その理由とはといいますと農振地域というのはなんにも活用を、農振外と形に何も活用できないんですね。だから私は20メートル程度、農振地域を道路のふちを外せという理論を持ってるのは、冷静に考えていただいたら、農村で、例えば長男は隣に農地があったら宅地に流用できる要素があります。しかし次男や娘さんがいて分家したいと思ってもできない。その人たちは農地で農業をしていませんので、農業者でない限り宅地化できないという問題がある。だから私はこのまま放置したら農村地域の、だんだんだんだん人口が減る以外何者にもないというようになります。

だからやっぱり人口の安定化をしていくということになったら次男であったり娘さんであったとしても農振地域の中で宅地化ができるような配慮を考えていかななくてはならない。そのためにはやはり、20メートル程度の農振地域を道路のうちはずすはすすという処理をすれば、農地が有効に活用できることになる。そのへんを私たちはやはりこれから提起をしていかなきゃならないのではないかと。

農業委員会においても提起をいたしますけれども、市においてもやはりそういう点の見直しを思い切ってやっていって、人口が減らない配慮をしないと、どうしても人口減につながっていくという以外にないので、このへんを十分考えてほしいし、また対応してほしいなあというふうに思います。

そして遊休農地の発生防止という形がありますけれども、これも今申し上げたように70代、80代の人たちは食糧不足に耐えたり、また農業の大切さ、農地は資産だという感覚で育ってきた経緯があります。

しかし次の世代の人たちはもう農地が資産であるとか財産であるとかという感覚はほとんどなくなっている。だから農地が邪魔者になってしまっている。だからおそらく70代、80代の人たちが消えていったら、私は次の世代は本当に農地を確実に守ってくれる人たちは少なくなってしまう。

だからそのためにはやはり、私どもの場合は農業公社を平成8年に発足させて、5人の職員をきちっと育成して、この人たちを中心に、全体からいったら微々たるものだけでも大体園部町内に200haほどが園部の農業公社が保存をしますので、そのへんはこれからも守って行って、しかしやっぱりこの職員だって一定の報酬を支払わなかったら、お金のない生活はできないわけですよ。やはり市あたりは財政支援のできる道を私は考えてやってほしい。

というのはやはり園部の農業公社の話ですれば1つの例ですけども、私は平成8年に園部町の農業公社を発足させた。そして5人の職員を任命した。この職員に月10万円の給料を渡した。だから午前中は農業公社の仕事をしてもらう。午後については地域へ帰って地域で最低4~5haの農地の管理をできるシステムを作ってもらった。そういうお願いをして対応をしてそれを園部に摩気や川辺や、それぞれの地域にそういう拠点を作るということで対応してきた経過がありますので、それがやはり芽を芽吹いて今日になってもおかげさまでこの人たちの子供や孫が農業を引き継いでく

れているという実績もあることも事実なんです。

だからやっぱり市あたりが一定の保障をしてやれる、幸い、農業公社はうちが対応してきたからそういう筋道ができておりますけれどもこれが自力でやることはなかなか至難ですのでね。

それは園部における農業公社でも当時にやはり施設との、その今の施設と今の場所、この土地をすべて農業公社に町から移管をして反映されたと。そして農業公社がその当時確か1億つけたと思う、1億つけて払い下げた。当時、合併の当時には第3セクターは合併に持ち込まないという条件だった。ところが園部だけです、合併のときに第3セクターを持ち込んでないのはおそらく園部だけ。他はほとんど持ち込まれてる。そして今も市が面倒をみておられる。

やはり私たちが大切なのは自立をしてもらうということが私は大切だと。だから自慢じゃないけど私のところの農業公社は1年間に大体30キロで1万台は最低処理をしていますのでね、やはり消費者にも直接、京阪神の消費者に大体4500戸ほどの消費者に、3キロ、5キロ、10キロ程度毎月送るといふ販売体制をきちっとしている。

ところが販売することは易いけれども集金で未収金が発生したら何にもならへんから、私のところの場合は道の駅から発送しておりますけれども、運送会社と提携をして運送会社に料金のもらえないところは現物を渡さない。現金と引き換えに、運送会社の責任でもらってきってもらうという、そんなシステムを作っておるからおかげさんで集金の手間もなければ、なんにもないという、発送と同時に集金ができるというシステムが出来上がっていますので、そのへんはありがたいことだというふうに思っておりますけれども、なにはともあれ、そこにいるだけではどうにもならない。売ったものの集金がきちっとできるシステムを作っていくというのが私は大切じゃないかと。

ここにはJAの人もいるけれど、JAの米が安すぎて生産者がこのままいったら大変な、4千5百円や5千円の米でしろというほうが無理ですので、大体、少なくとも私は今30キロの米で6千円ないし7千円は、本来なら8千円、8千円になったら農家は米を作っても一定の経営にはなります。しかしそれ以下だったらなかなか大変。

だからといって園部の農業公社も普段8千円で買っているのかといたらそうではない。それは買えません。やはりきちんと無洗米にまで仕上げ、きちんとして販売しなくてはなりませんので、そのあたりからいたらやはり6千円か6千5百円しか買えてないことも事実ですけれども、そのへんはJAよりは高い形の対応をしているけれども、やっぱりJAについてももう少し、お米の価格を少しでも生産者から高く買える対応づくりというのを、私は市からも提起してほしいし、また、JAの人たちも来ているわけですので、そのへんを十分考えて対応しないと、JAにとられたら全農は1500円取るなんてようなシステムに問題がある。もうJAが買い取ったら即全農が1500円とるといふシステムになっている。

だからこういうものをやはり私は徹底して整備をしていかなかったら生産者を守れないということになりますので、そのことが放置農地を守る最大の条件は米価を上げるという、高く買い取れるようなシステムづくりを達することによってのみ、放置農地は守れるんじゃないか。私はこのように思いますので、まあそのあたりだけはひとつ、市あたりも対応してほしいことをお願いしておきたいというふうに思います。

(議長)

はい、今、委員さんのほうから出ました農業戸別補償ですね、これの生きたお金をもっと府や国ですね、利用してはどうかということと、もう1つは新規就農、いわば農村・農業を守っていくに

はどうしても住宅問題や経営問題、補助も含めてですね、そういうようなことな課題があるのだということをおっしゃっていただいて、このことについて事務局から説明があれば。

(事務局)

失礼します。先ほど委員さんのほうからありましたように、今回の戸別所得補償の関係でキロ当たり 28 円程度、玄米の分で単価のほうが下落したということで、3 月には追加払いと、生産払いということで各農家さんのほうに 15,100 円が交付されたような現状になっておりまして、おっしゃいましたように米価そのものが下落してきているということで、この件につきましては、各、国等に対しまして会議等があったときに南丹市からも意見のほうは寄せさせてもらっているのが現状ですが、なかなか具体的な運びにはなっておらないところが現状かと思えます。今後とも米価の問題につきましては JA なり協調・連携をとりながら国のほうへ声をかけていきたいと思えます。

それとお手元のほうに、戸別所得補償の暫定版というかっこうで置かせていただいておりますけれども、ここになかなか見えにくい部分があるんですけれども、見開いていただきまして一番下段のほうに産地資金ということで表現して、具体的な金額等は出てませんけれども、これが今までのいわゆる農家の販売農家さんですね、野菜とか、そういったところへ売っていただいております農家さんに対する支援策の分をこの分で一応今後も継続的に進めていくということで、壬生菜やみず菜、春菊等の、いわゆる南丹ブランドの野菜の振興に関しまして、約 7 千万程度の予算を持ちまして、この地域分での振興を、作物振興を今後は行っていきたいと思っております、逆に野菜のほうについては支援の形が見えやすいのかなというふうに考えております。具体的な返答にはなりませんけども、ご容赦のほうお願いしたいと思えます。

それと 2 点目の、議長のほうからも一緒の内容でございました、遊休農地を解消するためにやっぱり地域に住んでいただく体制づくりが今後とも重要ではないかと農政課としては考えております。現実問題といたしまして、帰ってきて家族の介護にあたりたいといった申し出があったときにおきましても、実際許可がおきるまで 4 ヶ月程度かかるような状況でございます。農業委員さんとも協調しながらそういった形なるべく地域に住んでいただける条件整備については連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

(議長)

他に委員さんのほうから意見がございましたら。はいどうぞ。

(委員)

まず 1 点はここ数年こういう計画をずっと見ていると高齢化ということで書いてあるのですが、正直もうギリギリのところに来ているので、もう少し表現厳しくというか、もう 5 年も経ったら大変なことになる、今までは高齢化だと言いながらもなんとかきたけれども、もうこの 5 年は大変な状況だとみんな認識したと思うので、ちょっとここは厳しくその部分はもっと捉えて数字あげてきたり、本当にどうするのだという、ちょっとこの文面を見ると今までの文面をすつとばしているような感じで、危機感が今まで程度の危機感しか感じられませんが、やはりそのところはもっと厳しくそのことをとらまえてその方策を出していくと、市が出していくということがないといけないと思うのでちょっとそこはお願いしたいと思えます。

それから数字的なことですけどやはり現実、今度の祝等々の増えてくるような状況もありますし、

再度もう1度この数字があがっています、19ページ、20ページあたりの作付の目標等々についてもうちよつと精査をして現実に合った形で書いていただく部分も必要かなと。米粉用米とか飼料米ももっと伸ばしていこうと。そういう部分もあってもいいのではないかなと思いますのでちょっと若干この数字については私もうちよつと精査していただいたらどうかと考えております。大体そのようなところですね。

(議長)

ありがとうございました。今も委員から発言があった、危機的な、実際に私も高齢化高齢化と言いながら病気や怪我等で農業ができない実態がもうここ2、3年でだいぶ多くなってきて、南丹市としては10年計画をもってですね、今後の農業政策を打ち出されているわけなのですが、もう1年1年緊迫な状況になってきていることは現実でございますので、そのへんのことについて触れられました。このことについて事務局から。

(事務局)

はい。失礼します。今見て指摘していただきましたように事務局としても重要な考えになっておりますので、これにつきましては最終的に取りまとめの段階でもう一度審議のほうでしていただかなければならない形になるんですけれども、吟味したかっこうでもう少し細かい部分についても触れていきたいと考えますので、今の意見についてはそういった対応でよろしくお願ひします。数字も併せて。はい。すいません。

(議長)

それも一緒に。そういうような形で次回。細かく書くと(いうことで)。他に委員さん。はい、どうぞ。

(委員)

前回お願いしておりました堆肥等の分については記載をいただいております。非常にいいかなというように思っております。

今もご意見でございましたように担い手の問題につきましては前年も申し上げたかもしれませんが、もう少し定年退職組さんが現場に戻られたらという感覚で、我々もまたそういう方向で動いておったわけですが、現実に合わせてみますと、やはり農業をされなかって戻られた方は農業をされないというのがはっきりわかりました。その中でこのあとどうしていくのかという問題がでてくると。今皆さんからご指摘あったとおりでと思います。

私も非常に実感を持っておりまして、その中である一定、園部を除きました旧町におきましては新規担い手等についての一定のシステムができあがっていると私としては認識をしております、この中の方々もそれに関わっていただいているというように思っておりますが、園部におきましては今までいかにせんシステムなり体制がなかなかとれていなかったのが現実ではないかなと思っております。ちょこちょことそのような貴重な人材も、今後してもいいというような方の情報もチラチラ私も耳に受けておりますので、このあたりについてはちょっと一定ご配慮をいただけたらうれしいかなというように思っております。以上です。

(議長)

はい。今も委員さんから発言ありましたように実際に現実には若い方々が、農業をしたいという希望者がおられることも事実でございます。ただその受け入れ体制等も今農業委員会のほうでなんとかいって、そういうような個人的と言ったらおかしいですが窓口等も設置させてもらって、これを幅広くして一定の形ができたなら一番いいかなというように思っております。

それぞれの地域、やっぱり今も他の委員さんからありましたように高齢化問題が現実に来ております。そのあたりも農村・農業を守っていくためにはひとつの方法としてこれからもやっていくということにしたいと思っておりますが、市の考えをお聞かせを。

(事務局)

失礼します。

ただいま委員さんの言われたこともごもっともでございます、なかなか団塊の世代ということで前回は意見をいただいていたのですけれども、就農の機会がみえてこないという現状がございます。一方ではサラリーマンを辞めてそこそこ若い方が就農したりというような声も聞かせていただいているのが事実でございます、できるだけそういった方につきましては支援策、京都府の者も含めましてやっていきたいなということで、なににつきましても地域に後継人的な方がおられないとせっかく就農に入っていた場合でもそこで挫折されると言ったら変なんですけれども、よりよい形にならないというような結果も若干でたりもしておりますので、そのへん、地域での支援者等も支援に入れながら今後とも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(事務局)

すいません失礼します。それとあわせまして、先の委員さんのほうからも後継者対策のご意見をいただいたのですけれども、市のほうでも今回4月からですけれどもプロジェクト支援という形でそれぞれの部で取り組みを起用しております。

その中でひとつは定住促進という形での大きな目玉として、これは土木でのチームになるのですけれどもしておりますので、そのあとで今考えておりますのは議会のほうからも起案いただいておりますけれども、例えば空き家バンク制度とかそういった形で登録制度を打っているということで、現在それとあわせて住生活の計画のマスタープランというものを作っております。そこでも提起をしておりますので、できましたらそのあたりも整備計画の中にあわせて追記していったというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

(議長)

新規就農を受け入れるについては空き家バンク制度、これはまだ南丹市は取り組んでなかったんですが、舞鶴・福知山等ではやっております。ただ問題は、空き家はあるけれども仏さんがそのまま置いてあるとか、これからもそれぞれの市の問題点を聞かせてもらったところで、またこれについても情報を発信しているんな形で対応していただくということにしたいと思っております。

その他意見ございましたら。

(委員)

失礼します。

すごく些細なことを聞くんですけども、13 ページでですね、中山間地域等直接支払制度と、次に農地・水・環境保全向上対策制度、そして今度加えていただきました農業者戸別所得補償制度、この3つ。まだと書いてあるのですが、この中でどうも聞きますと農地・水・環境保全向上対策は、どうも今年度で終わりだとかいうことを聞いたのですが、これは継続性があるのならこういう固有名称で語ってもいいと思うんですけども、どうもこういう、ちょっと私は十分わかりませんのでそのあたりをお聞きしたいんです。そうじゃないと次のページにもまたでできますし、3回ほどでできますので、これは大事な項目であるし、農用地の保全有効利用にはいい制度と思います。

あとですね、これについてはどうも集落によって入っておられる方と活用されておられない方がいるのに、こういうところでどんとかあげていいのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。今の意見がございまして、中山間支払制度につきましては昨年度、5年間延長になったということでございます。農地・水・環境対策は今年度最終年度ということで取り組みされておりますが、この件について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。2点今ご質問のほういただいたのですけれども、農地・水・環境保全対策事業につきましては、これについては今後、今のところ継続されるべきだろうというようなことで聞いております。中山間地域の条件振り地と違いまして、農地・水のほうにつきましては地域、これはご存知だと思うのですけれども地域のいろんな団体ですね、消防団なり PTA なり、そういったところで基本的にいわゆる農地の保全を図って地域ぐるみで農村を守るというような位置づけの取り組みでありますので、おそらく形は変えた形でも今後とも継続するように事務局としては理解しております。

それと活動組織につきましてはいろいろな手法をしていただいております。地域地域で特色のある取り組み等を行っていただいておりますので、基本的には農家・非農家全体を含めた中での取り組みをしていただきたいということが政策の柱となっておりますので、そのあたりまた地域に帰っていただいて、いろんなご意見を出していただいて、地域での取り組みが活性化するようにもっていただけたらと考えております。

実際まだ事務等が面倒で取り組みをされておられない地域もございしますが、やはりちょっとそのあたりも高齢化等が含まれまして、なかなか役員さんがおられないところについては取り組まれている状況となっておりますが、基本といたしましてはこれも柱にしなから農業者・地域の農村支援にもっていきたいというふうを考えております。以上です。

(委員)

もう1点だけ、14 ページに鳥獣等の被害対策の推進という科目がありますけれども、この鳥獣対策について私が提起したいのは、少なくとも農地から山林との間、この間を30メートル程度、少なくとも伐採をして鳥獣が出にくい対策づくりをしない限り、いかに防御柵を作ってあちこちに大変大きな金をかけて防御柵を作っておられるのですけれども、これを上手に彼らは越えにくる。これは佛教大学、要はその学校用地が園部の城南にあるわけですが、ここのところを見てもらっても

わかりますけれども鹿はずっとよく出てきておりますけれども、ここに30メートルから大体50メートルほどの道路幅で学校のいちばん上に、500メートルほど上に校舎ができていたのですが、ここまでの500メートルほどの間、30メートルないし50メートル近くありますが、ここはこの言わば道路があるがゆえにその下に下に田んぼがずっと、私どもの城南地域の農地は全部はありますけれどもなんの被害もないわけなんです。

私はこの実態を見ていて、やはり防御策柵よりもむしろ30メートルか50メートル、市が財政支援してでもやはり伐採をきちっとしてしまったら、伐採したら必ず実のなる木が、小さな木が生えるわけですよ。いろんな、我々が子供の当時食べた実のなる木がでる。だからこれを鳥獣は食べて出ないという。

それと人のおいがしますよね。30メートルないし50メートル下刈りをしたら必ず人のおいがする。彼らは人のおいがしたら絶対出てきませんので。だから園部の大河内で森田さんのところの地域も私はよく時間があつたら見るんですけども、田んぼのふちに人の肌着がたくさん吊ってある。そしたら、人のおいがしたら出てこないという、そういうものがあるわけですね。

だからやっぱり、私たちはもう一度、鳥獣と共生体制を考えていく。その共生というのはやはり一定の区間をお互い侵さないという配慮。そのためにはやはり私は山すそを30メートルか50メートル、市が財政支援をして刈り取るという、そんな方針を出してやってほしい。そうしたら必ず、地域で少々の安日当でも出してもらったら、みんなその作業をできるわけですよ。そうしたら鳥獣との棲み分けができる。こんな自信を持っていますので、そのへんだけはひとつ、市の方針と対応してほしいなあということをお願いしておきたいというふうに思います。

(議長)

ありがとうございました。ただいま委員のほうからでていきますように、私も南丹市農業委員会としては建議の中で里山開発、これは市が率先してやってほしいということを建議で申し上げております。そうでなければ、「地域に任せます」といいますとなかなか地域の中ではまとまるものもまとまらないというような声もありますので、市を挙げてやっていくというような形でお願いしたいと思います。

農地・水・環境の意見についても出ました。これについては議員さんも出席されておりますので、また議会からもこれの要請等もお願いしておきたいなあというように思います。

今のご意見につきまして事務局の説明を。

(事務局)

はい、失礼します。まずは農地・水でございますけれども、先ほど要望というかたちでもでておりましたけれども、議会のほうからもそういった形で、意見書で中山間なり農地・水もあげていただいておりますので、これについては強く要望していきたいと思っております。ただ国自体がこんな状況ですのでちょっとそのへんの予算がどうなるかという不透明な部分は非常に心配しているようなところがございます。

それから鳥獣害対策につきまして、まったく私も同感でございます。新年度予算でも1億を超える鳥獣害予算は組ませていただいておりますけれども、それにつきましては捕獲とそれから防除というかたちでございますので今おっしゃっていただいたようなかたちの、山を、外を刈ってというかたちでの（対策は）できていないのは事実でございます。

今までから府のモデル事業を使いまして、バッファゾーンとか、それから旧町においてもそういった地域力再生とか使いながらやって参りましたけれども、今後、現在、枠配分ということで少し絞られておりますけれども、こういったかたちの予算要望もしていきたいと思っております。

農地・水、私も昨日ちょうど鳥獣害対策のネットの修理しに行かせていただいていたんですけども、5つも6つも鹿の頭が白骨化して残ったというような状態でもございますので、このあたりも当然、今までの防御施設についても力を入れていきたいと思っております。

それとあわせて、今年は特に豪雪の関係で倒木がございましたので、当然農地と山林のみならず、国・府道、そういったところの伐採についてもこの間京都府土木事務所さんのほうへお願いにあがったところがございます。それからまた河川、谷沿いですけれどもかなり倒れて、災害を引き起こしかねないような状況になっておりますので、その点につきましてもモデル的に今回取り組んでいただくかたちになっておりますので紹介させていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

他にご意見等。

(委員)

鳥獣害のことのひとつなのですが、たぶん議会のほうに出ていたかと思うんですけど、今年特に美山ですと畦を猪等が崩してしまっていて、それを修繕しないと水が入らないような状況が多々見受けられるんです。

他のところもあるかもしれませんが美山は特によく見ますので、それをなんとかしたいということをおもって思われるんですが、補助的な部分が全然こう、資金が枯渇しているというか、まあ市の単費の分では全然できない。正直言って12月でも補正してくれたら良いのになとか思いながら、3月で補正してもらえていればと思っていたのですが、そうもいかずに自分たちで直してくださいというのが市のほうの答えだったというふうに聞いていますので、中山間等々、そういうところに使っていくのはやはり事実、やっていけばいいわけですけども、やはりそのあたりをもう少し充実させていってほしいなど。そうしないともう営農に対する意欲というのが、自分たちで毎年(土を)あげて干して、重機持ってきたり、その分全部自前でやれということになると大変な状況になっていきますので。

これはいろんな意味で大きな課題含めて、鳥獣害のひとつとしてとらまえていただいて、もう少しきめ細かく対応ができたらなと思っていたので、たぶん耳には入っていると思うんですけど、そのあたりも含めて願いたいなど(思います)。

(議長)

今の意見について。

(事務局)

私も今、同じこと言いますが、昨日の中でもすごく荒れているの知っております。猪が掘り返して、例えば河川沿いの法面が崩れかけているところもありますので、そのあたりについてはまた府に要望したいと思っておりますし、当然ちょっと人だけでは無理なところもありますので、それにつ

いては一応極端なところに限ってくるとは思いますが、通常のところは中山間とか持ち分  
でお願いしたいのですけれども、土地改良の助成事業というようなかたちで補助制度をもつており  
ますので、2分の1になりますけれども、50万を限度に2分の1になりますけれども、そちらでの  
対応を考えておりますので、対象になるかどうかわかりませんが、聞かせていただいたら現  
場の確認には行かせていただきたいと思います。

(委員)

今のご意見なのですけれども、事務局に確認をしておきたいのですけれども、私一回土木事務所  
のほうにお話に行かせてもらったときには堤体に関しては、堤防に関しては内側でも外側でも基本  
的にそういう被害があれば京都府の河川の関係の責任であるというようなことも聞いておりますの  
で、そのあたりをもう一度行政として土木事務所の河川課のほうに確認をしておいてください。

(事務局)

はい。わかりました。

(議長)

他にご意見ございませんか。

それではもう質疑もないようですので、意見も出尽くしたというように思っています。

南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について、審議を終了させてもらってもよ  
ろしいでしょうか。

異議なしということでございますので、南丹市農業振興地域整備計画の総合見直し中間報告につ  
いては、原案のとおり、いろんなこともありましたけども、それを含めて原案のとおりすることと  
いたします。

特になければ、本日の審議日程はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

本日は慎重に審議いただき、また議事進行にご協力いただきまして、各委員に対しましてお礼を  
申し上げ、今後もなにかとお世話になりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいというように  
思います。

事務局のほうから何かありますか。

## ⑥その他[議長：大沢会長]

(事務局)

議長ありがとうございました。

案件のほうは以上ですが、お手元のほうに都道府県の地域農業再生協議会、ホッチキス留めのも  
のがございます。若干、農業者戸別所得補償制度の関連で、今回、再生協議会を作っていないか  
はならないということになっております。

現在、南丹地域の支援につきましては水田協議会のほうでコメの生産調整の話など、いわゆる取  
り組みをする組織と、担い手支援協議会ということで、ここについては新規担い手への支援の国か  
らの補助金の窓口ということで担当しております組織が今2系列ございます。

それにつきましてちょっと具体的に事務局のほうよりご説明させていただきますので、しばらく時間のほう、容赦願いたいと思います。

(事務局)

失礼いたします。南丹市水田協議会の事務局のほうも兼ねてさせていただいております。こちら資料につきましてははですね、戸別所得補償制度が始まるにあたりまして、今後、地域の協議会のほうですね、どのように考えていくかというような取り組みが示しております資料でございます。

そうしましたら具体的な内容につきまして、座って失礼させていただきます。

平成 22 年度に実施いたしました戸別所得補償のモデル対策につきましては、水稻と水田で転作をされております作物を支援の対象として実施をいたしまして、南丹市地域水田農業推進協議会が申請書の取りまとめですとか、作付け状況の確認などの推進事務を実施してまいったところでございます。

平成 23 年度からは農業者戸別所得補償制度というかたちで本格実施をされるわけでございますけれども、23 年度からは、モデル対策での支援対象のほかに、麦、大豆、そば、なたねといった戦略作物につきましては畑地で作付されるものについても支援の対象となっているところでございます。

平成 23 年度につきましても、モデル対策に引き続きまして地域協議会が推進事務などを行うわけでございますが、畑地での作物が対象になることを踏まえまして、「水田農業推進協議会」から「農業再生協議会」へ名称の変更を行いまして、対応することが国から示されているところでございます。

農業者戸別所得補償制度の詳細につきましては、今後、国から要綱・要領が示されることとなりますので、国の要綱・要領に基づきまして、規約や規程の一部の改正を行いまして、「地域水田農業推進協議会」を母体としまして「農業再生協議会」への名称変更ですとか事業内容などの変更を行いまして、設立を行う方向で考えているところでございます。

資料の中ほどでございますけれども、「農業再生協議会」の今後の方向性といたしましては、農業者戸別所得補償制度を実施するにあたりまして、「農業再生協議会」において戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていく体制が必要であるということが示されておりました、現在でございます「水田農業推進協議会」「担い手育成総合支援協議会」「耕作放棄地対策協議会」、これらを統合するというような形の方向性が国から示されているところでございます。

協議会の統合につきましては、平成 23 年度中の実施を目指しまして、私が事務局をさせていただいております「水田農業推進協議会」、また南丹市で事務局をしております「担い手育成総合支援協議会」「耕作放棄地対策協議会」ですとかこれらの事務局と調整の上、進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日お集まりの南丹市農業推進協議会の委員様におかれましては、水田協議会、担い手協議会の会員様としましてもお世話になっておる方がおられますので、簡単に報告だけさせていただくかたちでございます。以上でございます。

(事務局)

すいませんでした。

時間きておりますので報告だけにさせていただきます。もし何か質問がありましたら、農政課の

ほうに問い合わせさせていただきましたら幸いかと考えておりますのでよろしく申し上げます。

本日予定しておりました案件につきましてはただいまをもちまして終了いたしました。

閉会にあたりまして、小中副会長様よりご挨拶をお願いします。

## ⑥閉会の挨拶[司会：渡邊課長、挨拶：小中副会長]

(小中副会長)

それでは失礼をします。南丹市議会の小中でございます。

本日は会議大変ご苦勞様でございました。南丹市農業振興地域整備計画の見直しということでですね、貴重なご意見をいろいろ賜ったわけでございます。南丹市の農政につきましては本当に大変危機的な状況であると思っております。高齢化・少子化によります担い手不足の問題、先ほどから言いましたように遊休農地の問題、さらには野生鳥獣の問題というようなかたちに加えて国の TPP の問題も取り上げられているというようなことで、日本の農業もちょっと曲がり角かなとそんなふうに考えておるところでございます。

今後におきましては南丹市の農政に関しましてですね、皆さま方の貴重なご意見なりご提言を賜りたいと思っております。後になりましたけれども、今日の会長・副会長の選任ということでですね、私が副会長ということでご選任をいただきました。農政に対してですね、高い見識をお持ちの先輩方の中での役でですね、大変恐縮をしておるわけでございますけれども、任期の間、なんとか務めたいと思っておりますので今後ともよろしくお願い申し上げまして、本日の会を閉じます。大変ご苦勞さまでございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。

これで南丹市農業推進協議会を終了させていただきます。長時間の慎重審議、どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

—終了—